

6 経営革新計画について

概要

中小企業等経営強化法においては、その第1条において、「この法律は、中小企業の創意ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援並びに中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業の新たな事業活動の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」とされております。

また、本法は、事業者が策定する経営革新計画を支援するために、以下のような特徴を持った制度となっております。

- 全業種での経営革新を幅広く支援

今日的な経営課題にチャレンジする中小企業の経営革新(新たな事業活動による経営の向上)を全業種にわたって幅広く支援します。

- 柔軟な連携体制で実施

経営資源・得意分野に限りのある中小企業の経営革新には、他者との柔軟な連携関係を最大限活用することが不可欠です。このため、中小企業単独のみならず、異業種交流グループ、組合等との多様な形態による事業活動を支援します。

- 経営目標の設定

事業者が経営の向上に関する目標を設定することにより、経営目標を達成するための経営努力が促される制度です。支援する行政側でも、計画実施中に、対応策へのアドバイス等を行い、フォローアップを実施します。

千葉県において経営革新計画の承認を受けるためには、以下のリンクの内容に沿った手続きが必要です。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/keieikakushin/guide.html>

経営革新計画の承認に基づく支援策

申請した経営革新計画が承認された場合、各種の支援措置が利用できます。詳しくは、県の担当部局、国の地方機関等にご相談ください。なお、計画の承認は支援措置を保証するものではなく、計画承認を受けた後、各支援機関等における審査が必要となります。申請者は、計画の申請と同時に希望する支援機関において事前に相談を行ってください。

問い合わせ先

千葉県商工労働部経営支援課経営支援班

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

TEL : 043-223-2712

7 政府系金融機関の融資制度

概 要

中小企業者が事業に必要な融資を受けることができます。

国民生活事業や中小企業事業等において、さまざまな資金ニーズに対応した制度があります。ぜひ御利用ください。

(参考)

- 国民生活事業は、個人企業や小規模企業向けの小口資金をご融資しており、ご融資額の平均は約 700 万円です(短期の運転資金もお取り扱いしております)。
- 中小企業事業は、中小企業向けの長期事業資金をご融資しており、ご融資額の平均は約 1 億円です (短期の運転資金はお取り扱いしておりません)。

<http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/index.html>

問い合わせ先

(株) 日本政策金融公庫 (略称: 日本公庫) 千葉支店

〒260-0028 千葉市中央区新町 1000 (センシティタワー11 階)

TEL : 043-243-7121

8 信用保証制度

概 要

中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証する制度です。様々な資金ニーズに応じた保証制度が用意してあります。

- 協会制度
- 創業者向け保証制度
- 海外展開向け保証制度
- 事業承継向け保証制度
- 経営改善・事業再生向け保証制度
- 金融機関と提携している保証制度
- 千葉県制度 等

<http://www.chiba-cgc.or.jp/guarantee/>

問い合わせ先

千葉県信用保証協会

〒260-8501 千葉市中央区中央 4-17-8 (千葉県自治会館)

TEL : 043-221-8111

9 経営安定関連保証（セーフティネット保証）

概 要

この制度は、取引先の倒産や災害その他突発的事由等により影響を受けた中小企業者が経営の安定に必要なとする資金について行う保証制度です。

<http://www.chiba-cgc.or.jp/guarantee/sn>

ご利用いただける方	市区町村長から「特定中小企業者」の認定を受けた方
保証限度額	2億8,000万円以内(6号の場合は3億8,000万円) 組合 4億8,000万円以内
資金使途	運転資金ならびに設備資金
保証期間・返済方法	●保証期間 運転資金 10年以内(据置期間1年以内を含む) 設備資金 15年以内(据置期間1年以内を含む) ●返済方法 分割弁済
信用保証料率	年0.80%(1～4・6号認定)年0.68%(5・7・8号認定)
連帯保証人	原則として法人代表者以外の保証人は徴求しません。
担保	必要に応じて徴求します。
貸付利率	金融機関所定利率

問い合わせ先

千葉県信用保証協会

〒260-8501 千葉市中央区中央 4-17-8（千葉県自治会館）

TEL：043-221-8111

10 中小企業成長支援ファンド

概要

投資ファンドへの出資を通じて、ベンチャー、中小企業者の方々へリスクマネーを提供し、新事業の創出や事業拡大、事業承継、事業再生などを支援します。

https://www.smrj.go.jp/supporter/fund_investment/index.html

● 事業概要

中小企業者の方々に対する投資事業を行う民間機関などとともに投資ファンド（投資事業有限責任組合）を組成し、中小企業者への資金調達の円滑化と踏み込んだ経営支援（ハンズオン支援）を通じて、ベンチャー企業や既存中小企業の新事業展開の促進または中小企業者の再生を支援します。ファンドの運営（個別企業への投資）は、各投資会社が行います。

● ファンド出資事業の種類

中小機構のファンド出資事業には、投資先となる企業に応じて以下の3種類があります。

1. 企業支援ファンド
2. 中小企業成長支援ファンド
3. 中小企業再生ファンド

問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構（略称：中小機構） ファンド事業部
〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
TEL：03-5470-1672

1 1 千葉県の中⼩企業向け融資制度

概 要

県制度融資は県内の中⼩企業の皆様に、経営の活性化、安定のために必要な事業資金を円滑に調達して頂くために、県、商工会議所、商工会、中⼩企業団体中央会、金融機関、千葉県信用保証協会の連携と協力のもとで行われている融資制度です。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/chuushou-yuushi/yuushiseido/chuushou/index.html>

県制度融資は、千葉県内で事業を行う中⼩企業者（個人、会社、NPO 法人、組合等）の方、及び新規創業される方が対象です。

ただし、事業資金、サポート短期資金を利用するにあたっては、同一事業を一年以上引き続き営んでいることが必要です。

また、創業資金については創業後5年未満までの方が対象となります。

問い合わせ先

千葉県商工労働部経営支援課金融支援室

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

TEL : 043-223-2707

12 中小企業投資促進税制

概要

この制度は、青色申告書を提出する中小企業者などが平成10年6月1日から令和3年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に新品の機械及び装置などを取得し又は製作して国内にある製造業、建設業などの指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、特別償却又は税額控除を認めるものです。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5433.htm>

- 1 適用対象法人は、青色申告法人である次の法人です。
 - (1) 特別償却
中小企業者又は農業協同組合等
 - (2) 税額控除
上記の中小企業者のうち資本金の額若しくは出資金の額が3,000万円以下の法人又は農業協同組合等
- 2 適用対象事業年度は、指定期間内に適用対象資産を取得し又は製作して指定事業の用に供した場合におけるその指定事業の用に供した日を含む事業年度です。
ただし、この事業年度であっても、解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は除きます。
- 3 この制度の対象となる資産は、その製作の後事業の用に供されたことのない（つまり新品の）次に掲げる資産で、指定期間内に取得し又は製作して指定事業の用に供したものです。ただし、内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業を営む法人以外の法人が貸付け用に供する資産は、この制度の対象となる資産には該当しません。

問い合わせ先

国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口